

## 令和5年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和5年6月1日（木）

### 議 事 日 程（第1号）

令和5年6月1日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（和解について）
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））
- 報告第11号 令和4年度常陸太田市一般会計予算継続費繰越計算書について
- 報告第12号 令和4年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第13号 令和4年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第14号 令和4年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第15号 令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第16号 令和4年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について
- 日程第 3 議案第37号 常陸太田市職員定数条例の一部改正について
- 議案第38号 常陸太田市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議案第39号 常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 排水ポンプ車購入の契約について
- 議案第41号 消防団消防ポンプ自動車購入の契約について
- 議案第42号 和解及び損害賠償額の決定について（追認）
- 日程第 4 議案第43号 令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 報告第 2 号ないし報告第 1 6 号（一括上程・報告案件説明）  
日程第 3 議案第 3 7 号ないし議案第 4 2 号（一括上程・提案理由説明）  
日程第 4 議案第 4 3 号（提案理由説明）
- 

出席議員

7 番	藤 田 謙 二 議 長	8 番	深 谷 涉 副議長
1 番	石 川 剛 議 員	2 番	根 本 仁 議 員
3 番	鴨志田 悟 議 員	4 番	森 山 一 政 議 員
5 番	小 室 信 隆 議 員	6 番	菊 池 勝 美 議 員
9 番	平 山 晶 邦 議 員	1 0 番	益 子 慎 哉 議 員
1 1 番	深 谷 秀 峰 議 員	1 2 番	高 星 勝 幸 議 員
1 3 番	成 井 小太郎 議 員	1 4 番	茅 根 猛 議 員
1 5 番	後 藤 守 議 員	1 6 番	高 木 将 議 員
1 7 番	宇 野 隆 子 議 員		

---

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	田 中 慈 和 副 市 長
滝 睦 美 教 育 長	綿 引 誠 二 政 策 推 進 室 理 事
岡 部 光 洋 総 務 部 長	柴 田 道 彰 企 画 部 長
小 又 理 恵 市 民 生 活 部 長	中 嶋 み どり 保 健 福 祉 部 長
岡 田 和 也 農 政 部 長	根 本 晋 商 工 観 光 部 長
高 橋 学 建 設 部 長	山 口 宏 造 会 計 管 理 者
畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長	後 藤 一 人 消 防 長
西 野 保 教 育 部 長	榊 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長
綿 引 久 雄 秘 書 課 長	富 山 晴 美 総 務 課 長
井 坂 光 利 監 査 委 員	

---

事務局職員出席者

根 本 勝 則 事 務 局 長	澤 幡 聡 次 長 兼 議 事 係 長
-----------------	---------------------

---

午前 1 0 時開会

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 1 7 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和5年第3回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○藤田謙二議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

1番 石川 剛 議員                      11番 深谷 秀峰 議員

の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○藤田謙二議長 諸般の報告を行います。

去る5月19日、水戸市において、県北市議会議長会が、同じく22日、水戸市において、茨城県市議会議長会が、同じく25日、水戸市において、関東市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元の議長会経過報告書によりご承知願います。

次に、令和5年5月12日付で、東京都北区赤羽3-3-3ドミール赤羽707、インボイス制度を考えるフリーランスの会代表、阿部伸氏から、国に対し、適格請求書等保存方式、インボイス制度の延期見直しを求める陳情書がお手元のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から令和4年度定期監査報告書、令和5年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、お手元のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	宮 田 達 夫 君	副 市 長	田 中 慈 和 君
教 育 長	滝 睦 美 君	政策推進室理事	綿 引 誠 二 君
総 務 部 長	岡 部 光 洋 君	企 画 部 長	柴 田 道 彰 君
市民生活部長	小 又 理 恵 君	保健福祉部長	中 嶋 みどり 君
農 政 部 長	岡 田 和 也 君	商工観光部長	根 本 晋 君
建 設 部 長	高 橋 学 君	会 計 管 理 者	山 口 宏 造 君
上下水道部長	畠 山 卓 也 君	消 防 長	後 藤 一 人 君
教 育 部 長	西 野 保 君	農業委員会事務局長	榊 一 行 君
秘 書 課 長	綿 引 久 雄 君	総 務 課 長	富 山 晴 美 君
監 査 委 員	井 坂 光 利 君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

市長挨拶

○藤田謙二議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆さん、おはようございます。令和5年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜りまして、ありがとうございます。日頃から議員の皆様には、市政の進展と円滑な運営のために格別なるご高配を賜っておりますことに深く感謝を申し上げます。

まず、5月25日に里美地区で発生をいたしました、牛ふん堆肥の河川への流出についてでございます。酪農家が所有する採草地に保管された牛ふん堆肥が、発電事業者の貯水槽内に流出・堆積して、発電所2か所において発電不足が発生いたしました。市から行為者に対し、流出防止対策を講じるよう指導したところでございます。

なお、里川の水質への影響につきましては、県北県民センターによる調査の結果、異常なしとの報告を受けております。

次に、昨日開催をいたしました健康スポーツチャレンジデーについてご報告をいたします。過去4番目となる57.5%、約2万8,000人の市民の皆様にご参加をいただき、見事、対戦相手の愛知県みよし市に勝利をすることができました。全国的な対戦は今回が最後となりますけれども、今後も健康づくりやスポーツを気軽に楽しめるイベントを実施してまいりますとともに、スポーツ施設のリニューアルを進め、健康で快適な市民生活の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、市関係団体の会長職の人事についてでございます。私が、関係団体の会長職に就任することにつきましては、関係団体のさらなる活動の促進や円滑な組織運営に向けまして、適任者を選出したい旨のご説明をこれまでさせていただいておりました。今回、市スポーツ協会の定時総会におきまして、会長職を退任いたしましたので、ご報告をいたします。

今回の定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、専決処分の報告9件、令和4年度繰越明許費の繰越計算書の報告6件、条例の一部改正3件、物品購入契約2件、和解及び損害賠償の額の決定1件、令和5年度補正予算1件、合わせまして22件でございます。

なお、補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯や事業者等に対する支援及び山吹運動公園野球場の防球ネット改修に係る費用等を計上しております。

また、議会最終日に、条例の廃止1件を追加提案する予定でございます。白幡台団地の污水处理施設を廃止し、農業集落排水に統合するための管路整備工事が完了することに伴いまして、市地域下水道の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長、担当部長よりご説明をさせていただきます。

議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

---

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、お手元の定例会日程表のとおりといたします。

---

日程第1 会期の決定

○藤田謙二議長 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，お手元の会期予定表のとおり，本日から6月15日まで15日間といたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から6月15日まで15日間と決定いたしました。

---

日程第2 報告第2号ないし報告第16号

○藤田謙二議長 次，日程第2，報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例），報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例），報告第5号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例），報告第6号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について），報告第7号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について），報告第8号専決処分の報告について（和解について），報告第9号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）），報告第10号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）），報告第11号令和4年度常陸太田市一般会計予算継続費繰越計算書について，報告第12号令和4年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第13号令和4年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について，報告第14号令和4年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について，報告第15号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書について，報告第16号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について，以上15件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして，ご説明いたします。私からは，報告第2号から報告第13号までの12件につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが，01議案書（報告第2号から議案第42号）と表記されているファイルをお開き願います。

4ページをご覧願います。

報告第2号は，専決処分の承認を求めることについてでございます。

5ページに専決処分書の写しがございますが，「地方税法」等の一部改正に伴い，常陸太田市市税条例の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分させていただきました。

改正内容につきましては、別ファイルの資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻り願います。

【附属資料】報告第2号をお開きいただき、令和5年第3回市議会定例会報告第2号資料、表題、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例の概要をご覧ください。

改正は、個人市民税、軽自動車税及び固定資産税の3点に係る改正でございます。

初めに、(1)個人市民税の改正内容についてご説明いたします。

①森林環境税の導入に伴う徴収方法の規定の整備についてでございます。

森林環境税の導入に伴い、国税である森林環境税を個人市民税に合わせて令和6年度から賦課徴収するため、納税通知書をはじめとする徴収方法について、規定の整備をするものでございます。四角で囲みました森林環境税についてでございますとおり、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する森林整備等に必要な財源確保のため、令和6年度から、1人当たり年額1,000円を個人市民税と併せて賦課徴収するものでございます。

続きまして、(2)軽自動車税の改正内容についてご説明いたします。

①軽自動車税(種別割)のグリーン化特例の延長についてでございます。

環境性能の優れた電気自動車等を新車で取得した日の翌年度の軽自動車税(種別割)に関し、燃費性能等に応じて税を軽減するグリーン化特例を下表のとおり、アからウの適用対象車種ごとにそれぞれ3年または2年間延長するものでございます。

続きまして、(3)固定資産税の改正内容についてご説明いたします。

①長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額についてでございます。

下表のとおり、建築後20年以上経過している10戸以上のマンションで、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施し、さらに次ページに記載のある屋根防水工事等の大規模修繕工事の実施に必要な積立金が確保されているといった要件を全て満たすもので、工事時期が令和5年4月1日から令和7年3月31日のマンションについて、工事翌年度の固定資産税の3分の1を減額するものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、10ページをご覧ください。

中段の附則でございますが、本条例は第1条のとおり本年4月1日から施行するものでございますが、第1号は軽自動車税の改正に関するものでございまして令和5年7月1日、第2号は個人市民税の改正に関するものでございまして令和6年1月1日、第3号も個人市民税の改正に関するものでございますが、そのうち扶養申告書の様式を変更するもので、令和7年1月1日からそれぞれ施行するものでございます。

下段の第2条から次のページの第4条までにつきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置を「地方税法」の改正に準じて規定いたしました。

報告第2号は以上でございます。

続きまして、38ページをご覧ください。

報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

39ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」等の一部改正に伴い、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

41ページをご覧ください。

今回の改正は、附則の改正でございます。附則第2項から第4項でございますが、「地方税法」附則第15条の改正に伴い生じた条項のずれを整理するものでございます。

附則第15項でございますが、条項のずれを整理するほか、法附則第46項として、新たに公共交通分野で電気自動車の充電設備等を設置した場合、税額を減ずる特例が創設されたため、これを追加するものでございます。

40ページにお戻りいただき、中段の附則をご覧ください。

第1項は施行期日でございますが、本年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項については、令和4年度分までの都市計画税については改正前の軽減率とするために経過措置を規定したものでございます。

報告第3号は以上でございます。

続きまして、42ページをご覧ください。

報告第4号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

43ページに専決処分書の写しがございますが、「健康保険法施行令」等の一部改正に伴い、常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

45ページをご覧ください。

今回の改正は、出産育児一時金について改正するものでございます。

現在、条例第7条の規定により、表の右側、現行欄に記載の「40万8,000円」を支給しておりますが、左側改正案のとおり「48万8,000円」に改めるものでございます。

なお、出産育児一時金の支給総額は、規則で定める産科医療補償制度の保険料掛金分1万2,000円を加算し、50万円となります。

恐れ入りますが、44ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置でございますが、本条例施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとするものでございます。

報告第4号は以上でございます。

続きまして、46ページをご覧ください。

報告第5号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

47ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法施行令」の一部改正に伴い、常陸

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

49ページをご覧ください。

上段の第2条は、国民健康保険税の課税額でございます。

第3項におきまして、右側、現行の欄、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額「20万円」を左側、改正案のとおり「22万円」に改めるものでございます。

中段の第22条は、国民健康保険税の減額でございます。

第1項第2号におきまして、右側の現行欄では5割軽減の対象となる所得の基準額が、1人につき「28万5,000円」でしたが、左側改正案のとおり「29万円」に改めるものでございます。

同じく第3号におきまして、次ページにございますとおり、2割軽減の対象となる所得の基準額が、右側現行欄では、1人につき「52万円」でしたが、左側改正案のとおり「53万5,000円」に改めるものでございます。

第22条の2は、国民健康保険税条例の規定に合わせ、条文の整理をするものでございます。

51ページをご覧ください。

第23条の2は、特例対象被保険者等に係る申告でございます。

倒産や事業所の廃止などにより、離職となった特例対象被保険者等の届出に当たり、雇用保険受給資格者証により確認を行っていましたが、「雇用保険法」施行規則の一部改正に伴い、交付される雇用保険受給資格通知についても提示書類として明記するものでございます。

52ページ以降の附則第2項、第3項、第4項、第6項から第9項、第12項及び第13項でございますが、「地方税法」等の対応する法令の規定に合わせ、条文の整理をするものでございます。

恐れ入りますが、48ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

第2項の適用区分でございますが、本条例は、本年度以降分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

報告第5号は以上でございます。

続きまして、59ページをご覧ください。

報告第6号は、専決処分の報告についてでございます。

公用車事故や市道の管理瑕疵等について、過去に和解及び損害賠償額の決定をした事案に関し、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

60ページに専決処分書の写しがございますが、報告内容については、次ページからの別紙をご覧ください。



事故の区分等につきましては、和解等をした日ごとに整理させていただいており、物損事故が86件、人身事故が15件、人身・物損事故が6件でございました。

和解相手につきましては、個人情報保護等の観点から、個人・法人と記載させていただいておりますが、個人が92件、法人が15件となっております。

和解及び損害賠償額の決定の日は、昭和55年3月12日から令和5年3月1日にかけてのものとなります。

損害賠償額は5,396円から96万9,229円となっており、全ての相手方と市の間に、今後、何らの債権・債務のないことを確認しております。

なお、本市では、昭和47年9月30日に議決された市長の専決事項の指定に基づき、30万円未満の損害賠償の額を定めることにつき専決処分できることとされ、その後、平成23年の改正時に和解及び損害賠償額について、100万円以下に引き上げる等の改正をし、平成26年の改正によって和解等についての金額をさらに300万円以下まで引き上げられておりますので、和解時における規定に応じた報告内容とさせていただいております。

報告第6号は以上でございます。

続きまして、議案書の71ページをご覧ください。

報告第7号は、専決処分の報告についてでございます。

72ページに専決処分書の写しがございますが、和解について「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、2の事故内容でございますが、本年2月6日、常陸太田市和久町地内の市道において、和解相手の車両が県道から市道に入る際に、市道に傾斜があり、車両のフロントバンパー下部が道路にぶつかり、バンパーを破損したものでございます。

3の和解内容についてですが、市が、フロントバンパーの修繕に当たった業者に9万1,905円を支払うものとして、本年4月7日に和解が成立しております。

なお、1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から個人とさせていただいております。

報告第7号は以上でございます。

続きまして、議案書の73ページをご覧ください。

報告第8号は、専決処分の報告についてでございます。

74ページに専決処分書の写しがございますが、和解について「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、2の事故内容でございますが、本年3月8日、常陸太田市役所本庁舎駐車場において、来庁者が自動車のハンドル操作を誤り、優先駐車場に設置している柱を保護するためのポールに衝突し、破損が生じました。

3の和解内容についてですが、相手方はポールの修繕に当たった業者に19万円を支払うものとして、本年4月7日に和解が成立しております。

なお、1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から「個人」とさせていただいております。

ります。

報告第8号は以上でございます。

続きまして、議案書の75ページをご覧ください。

報告第9号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

76ページに、専決処分書の写しがございますが、新型コロナウイルスワクチン追加接種等に係る予算措置について、令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）を本年3月28日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、本年3月7日付、厚生労働省からの事務連絡により、今後の新型コロナウイルスワクチン接種の在り方が示され、高齢者等への追加接種及び生後6か月以上の方への初回接種等について、本年4月から8月まで、全額公費負担により実施することとなったことに伴うものでございます。

補正の内容につきましては、恐れ入りますが78ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,323万9,000円を追加し、総額を255億4,623万9,000円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、83ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の15款1項国庫負担金4,167万7,000円及び2段目の15款2項国庫補助金5,156万2,000円の補正につきましては、今回の補正の財源として追加したものでございます。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、別資料でご説明させていただきます。恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻りいただき、【附属資料】報告第9号・第10号、議案第43号をお開き願います。

令和5年第3回市議会定例会報告第9号・第10号、議案第43号新型コロナウイルス感染症対策、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援補正予算概要でございます。

上段の報告第9号一般会計補正予算（第1号）をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

予算措置は、4款1項2目予防費に1節報酬から18節負担金、補助及び交付金、合わせて9,323万9,000円を追加したものでございます。

財源でございますが、厚生労働省の新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金、同じく、接種体制確保事業費補助金、合わせて、事業費の全額分充当いたします。

表の右側、事業内容欄をご覧ください。

高齢者等への追加接種及び生後6か月以上の方への初回接種等を実施するため、接種体制を整備するものでございます。

1は、高齢者等への追加接種でございます。（1）の対象者は初回接種を終了した方で、以下の①から③に該当する方となり、①65歳以上の方が1万9,000人、②12歳から64歳の方

で基礎疾患を有する方、その他、重症化リスクが高いと医師が認める方が2,000人、③医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者は1,400人を見込んでおります。(2)接種場所は市内医療機関及び高齢者等入所施設、(3)接種期間は本年5月8日から8月31日までを予定しております。

2は、生後6か月以上の方への初回接種でございます。(1)対象者は生後6か月以上で初回接種が未接種の方が138人、(2)接種場所は市内医療機関、(3)接種期間は本年4月1日から8月31日までを予定しております。

3は、令和4年秋開始接種の継続で、こちらは令和4年度一般会計補正予算(第7号)で追加いたしました事業を継続するものでございます。(1)対象者は初回接種を終了した12歳以上の方で270人、(2)接種場所は市内医療機関、(3)接種期間は既に終了しておりますが、本年4月1日から5月7日までとなっております。

報告第9号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書のファイルにお戻りいただきまして、議案書89ページをご覧ください。

報告第10号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

90ページに専決処分書の写しがございますが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を、国の指示により5月から支給するため、令和5年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)を本年4月28日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、4月10日付でこども家庭庁から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するよう通知を受けてのものでございます。

92ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,631万円を追加し、総額を255億8,254万9,000円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、97ページをご覧ください。

歳入でございます。

15款国庫支出金の補正につきましては、右側説明欄の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金といたしまして、ひとり親世帯分及びひとり親世帯以外分に係るそれぞれ事業費及び事務費、合わせまして3,631万円を今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、別資料でご説明させていただきます。恐れ入りますが、先ほどご覧いただいております【附属資料】報告第9号・第10号、議案第43号のファイルをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援、補正予算概要でございます。

2段目の報告第10号一般会計補正予算（第2号）をご覧ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業でございます。

予算措置は、3款2項3目児童措置費に3節職員手当等から12節委託料までの事務費及び18節負担金、補助及び交付金、合わせまして3,631万円を追加したものでございます。

財源でございますが、こども家庭庁の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金を全額分充当いたします。

表の右側、事業内容欄をご覧ください。

食費等の物価高騰により、特に影響を受けている低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行うため、給付金を支給するものでございます。

まず、ひとり親世帯でございますが、1、対象者は271世帯、児童数は401人で、内訳は（1）本年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方が257世帯、児童数は378人、（2）公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方が6世帯、児童数は9名、（3）食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方が8世帯、児童数は14人でございます。

2、支給額は児童1人当たり一律5万円。

3、支給開始時期は（1）の方は5月中、（2）及び（3）の方は申請受け付け後、順次支給を行ってまいります。

次に、ひとり親世帯以外の世帯でございますが、1、対象者は180世帯、児童数は312人で、内訳は（1）令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給者が172世帯、児童数は289人、（2）食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が住民税均等割非課税相当となる水準に下がった方が8世帯、児童数は23人でございます。

2、支給額は児童1人当たり一律5万円。

3、支給開始時期は、（1）の方は5月中、（2）の方は申請受付後、順次支給を行ってまいります。

報告第10号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、102ページをご覧ください。

報告第11号は、令和4年度常陸太田市一般会計予算継続費繰越計算書についてでございます。

令和4年度常陸太田市一般会計予算継続費に係る歳出予算を繰越しましたので、「地方自治法施行令」第145条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

103ページをご覧ください。

令和4年度一般会計予算におきまして、継続費の設定がございませ記載の2事業につきまして、資料の右から5列目にございませ翌年度通次繰越額に記載のとおり、合計6,577万3,000円を令和5年度に繰り越すものでございませ。

報告第11号は以上でございます。

続きまして、104ページをご覧ください。

報告第12号は、令和4年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてござい

ます。

令和4年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により、報告を行うものでございます。

105ページをご覧ください。

資材の調達や関係機関等との調整により日時を要したものを、国補助の採択に伴い、令和5年度に実施することにした事業につきまして、3月の定例会で議決をいただきました金額の範囲におきまして、2款1項山田地域交流センター整備事業から106ページの9款6項新体育館整備事業までの20事業につきまして、資料中ほどにございます翌年度繰越額に記載のとおり、合計9億2,045万689円を令和5年度に繰り越すものでございます。

報告第12号は以上でございます。

続きまして、107ページをご覧ください。

報告第13号は、令和4年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてでございます。

令和4年度常陸太田市一般会計予算事故繰越しに係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第150条第3項の規定により、報告を行うものでございます。

108ページをご覧ください。

令和3年度から令和4年度へ繰り越しました市道0139号線整備事業及び新宿西宮線整備事業につきまして、それぞれ右側説明の欄に記載の理由により、令和4年度中の事業完了ができなかったことから、資料中ほどにございます翌年度繰越額に記載のとおり、合計5,122万1,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。

報告第13号は以上でございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 報告第14号から報告第16号までの3件について、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の109ページをご覧ください。

報告第14号は、令和4年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和4年度常陸太田市水道事業会計予算の繰越しについて、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告するものでございます。

110ページをご覧ください。繰越計算書でございます。

「地方公営企業法」第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、説明欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による部材不足により、年度内完了が困難となったことなどから、ご覧の2事業について、合計873万4,000円を繰り越したものでございます。

具体的に申しますと、1段目の事業は里野宮取水場の取水ポンプ更新工事、2段目の事業は大

平町地内の配水管布設替工事でございます。

続きまして、111ページをご覧ください。

「地方公営企業法」第26条第2項ただし書の規定による水道事業費用の事故繰越してございますが、説明欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による部材不足により年度内完了が困難となったことから、浄水場機械設備修繕工事について、495万円を繰り越したものでございます。

具体的に申しますと、久米浄水場の排水ポンプ盤修繕工事及び瑞竜浄水場の消石灰注入設備修繕工事でございます。

報告第14号は以上でございます。

続きまして、112ページをご覧ください。

報告第15号は、令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計予算の繰越しについて、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告するものでございます。

113ページをご覧ください。繰越計算書でございます。

「地方公営企業法」第26条第1項の規定による建設改良費の繰越してございますが、説明欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による部材不足により、年度内完了が困難となったこと、また、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度をまたいだ工期設定となったことから、ご覧の3事業について、合計2億1,883万4,000円を繰り越したものでございます。

具体的に申しますと、1段目の事業は、里美南部浄水場の沈殿池設備動力制御盤更新工事、2段目の事業は、折橋町地内に新たに整備をしております配水池の整備工事、3段目の事業は、下高倉町地内の送水管新設工事でございます。

報告第15号は以上でございます。

続きまして、114ページをご覧ください。

報告第16号は、令和4年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書についてでございます。

令和4年度常陸太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告するものでございます。

115ページをご覧ください。繰越計算書でございます。

「地方公営企業法」第26条第1項の規定による建設改良費の繰越してございますが、説明欄記載のとおり、関連工事との工程調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったこと、また、負担金を支払うべき県施工事が繰越しとなったことなどから、ご覧の7事業について、合計6億6,177万2,000円を繰り越したものでございます。

具体的に申しますと、1段目及び2段目の事業は、東部土地区画整理事業地内のC・D街区における汚水管路等整備工事及び雨水幹線整備工事、3段目の事業は、四季の丘はたそめ区域にお

ける公共下水道の抜本的対策に係る詳細設計業務委託，４段目の事業は，茨城県が令和４年度より実施しております那珂久慈流域下水道建設工事に対する本市の負担金，５段目の事業は，大平町地内の下水道管路補修工事，６段目の事業は，里美中部地区農業集落排水施設の機械設備更新工事，７段目の事業は，大方町地内の戸別合併処理浄化槽１基の設置工事でございます。

続きまして，１１６ページをご覧ください。

「地方公営企業法」第２６条第２項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越しでございますが，茨城県が令和３年度より実施しております那珂久慈流域下水道建設工事に対する負担金につきまして，説明欄記載のとおり，県施工工事が繰越しとなったことから，７３万８，０００円を繰り越したものでございます。

報告第１４号から報告第１６号に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

---

日程第３ 議案第３７号ないし議案第４２号

○藤田謙二議長 次，日程第３，議案第３７号常陸太田市職員定数条例の一部改正について，議案第３８号常陸太田市個人番号の利用に関する条例の一部改正について，議案第３９号常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第４０号排水ポンプ車購入の契約について，議案第４１号消防団消防ポンプ自動車購入の契約について，議案第４２号和解及び損害賠償額の決定について，以上６件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして，ご説明いたします。

恐れ入りますが，議案書１１７ページをご覧ください。

議案第３７号は，常陸太田市職員定数条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが，本年４月の常陸太田市消防審議会からの答申を受け，消防機能の維持に必要な人員体制を時限的に確保するため，本条例の一部改正を行うものでございます。

１１８ページをご覧ください。

改正内容ですが，常陸太田市消防審議会の「消防機関の職員の定数を現行の８８人から，時限的に９８人とすることが適当である」との答申内容を受け，附則第２項に消防機関の職員の定数の特例として，「令和６年４月１日から令和１７年３月３１日までの間，９８人とする」を加えるものでございます。

本則ではなく附則の一部改正としましたのは，定員の増加措置が時限的なものであることによるものでございます。

また，附則として，本条例は公布の日から施行することとしてございます。

議案第３７号は以上でございます。

続きまして，１２０ページをご覧ください。

議案第38号は、常陸太田市個人番号の利用に関する条例の一部改正についてでございます。  
提案理由でございますが、「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項の規定による個人番号の利用に関し、新たに外国人の被保護者、いわゆる生活保護者をオンラインで資格確認するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、126ページをご覧ください。

改正案の第5条につきましては、特定個人情報の提供の規定を新設し、旧第5条を第6条といたします。

次に、別表第1に2として、生活に困窮する外国人住民に対する保護に関する事務について、オンラインで資格確認ができるように規定いたします。

次に、別表2は、129ページまでにかけてとなりますけれども、条文の整理をしているほか、当市が必要な限度において個人番号を利用できる事務として、外国人住民の生活保護に関する情報を追加し、庁内の関係部署と情報共有することができるようにするものでございます。

次に、130ページの別表3でございますが、第5条を新設したことにより追加するもので、教育委員会と外国人住民の生活保護に関する情報を共有するものでございます。

議案第38号は以上でございます。

続きまして、131ページをご覧ください。

議案第39号は、常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市山田地域交流センターの建設に伴い、位置を変更するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

132ページをご覧ください。

現行の条例第3条の表、常陸太田市山田地域交流センターの項中、その位置を「常陸太田市松平町1136番地」から「常陸太田市松平町1333番地」に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第39号は以上でございます。

続きまして、134ページをご覧ください。

議案第40号は、排水ポンプ車購入の契約についてでございます。

本年4月17日付で一般競争入札に付した排水ポンプ車購入について、購入契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は排水ポンプ車購入。

2、契約の方法は一般競争入札による契約。

3、契約の金額は4,818万円。

4、契約の相手方は、茨城県つくば市東新井8番10の株式会社第一テクノ茨城営業所長江崎達矢でございます。

135ページに、今回購入する排水ポンプ車の概要がございますので、後ほどご覧おき願いま



す。

なお、納入期限につきましては、令和5年度当初予算で設定しました継続費の期間に基づきまして、令和7年9月30日としております。

議案第40号は以上でございます。

続きまして、136ページをご覧ください。

議案第41号は、消防団消防ポンプ自動車購入の契約についてでございます。

本年4月17日付で一般競争入札に付した消防団消防ポンプ自動車購入について、購入契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は消防団消防ポンプ自動車購入。

2、契約の方法は一般競争入札による契約。

3、契約の金額は2,134万円。

4、契約の相手方は、茨城県石岡市国府5丁目2番25号の有限会社鈴機代表取締役鈴木直人でございます。

137ページに、今回購入する消防団消防ポンプ自動車の概要がございますので、後ほどご覧をお願いします。

なお、納入期限につきましては、令和6年3月19日としております。

議案第41号は以上でございます。

続きまして、138ページをご覧ください。

議案第42号は、和解及び損害賠償額の決定についての追認でございます。

市道の管理瑕疵や公用車による事故について、過去に和解及び損害賠償額の決定をした事案が3件ございましたので、「地方自治法」第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求めるものでございます。

1件目は、道路管理瑕疵による人身事故でございまして、(1)和解及び損害賠償額の決定の日が昭和58年2月1日、(2)和解相手は個人、(3)事故の内容についてですが、昭和57年10月9日に、大森町1726番地先で発生したもので、和解相手が市道を原動機付自転車で走行中、路面が破損してできた穴にハンドルを取られて転倒し、負傷したものでございます。(4)和解内容については、市が相手方に59万1,017円を支払ったものでございます。

次のページをご覧ください。

2件目につきましては、公用車による物損事故でございます。(1)和解及び損害賠償額の決定の日が平成16年8月25日、(2)和解相手は個人、(3)事故の内容についてですが、平成16年7月29日に町屋町726番2地先で発生したもので、職員が町屋町地内の店舗駐車場から国道349号に出た際、トラックが影となって目視が十分できず、右方向から来ていた相手車両と接触したものでございます。(4)和解内容については、市が相手方に54万6,891円を支払ったものでございます。

3件目につきましては、公用車による人身事故でございます。(1)和解及び損害賠償額の決

定の日は平成17年6月17日、(2)和解相手は個人、(3)事故の内容についてですが、平成17年2月28日に、玉造町地内茨城交通刀崎バス停留所付近で発生したもので、職員が県道から右折しようとした際、直進してきた相手対向車両であるオートバイに接触したものでございます。(4)和解内容については、市が相手方に120万円を支払ったものでございます。

なお、今回の3件の事故が発生した時点では、市長の専決事項の指定に基づき、専決処分ができる額が30万円未満とされていたことから、議案として提出し、議決を求めるものでございます。

議案第42号は以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

---

日程第4 議案第43号

○藤田謙二議長 次、日程第4、議案第43号令和5年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、02補正予算書(議案第43号)と表記されているファイルをお開きいただきまして、2ページをご覧ください。

議案第43号は、令和5年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)でございます。

今回の補正でございますが、国、県補助の確定によるもののほか、本年3月28日に閣議決定されました、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることとなりましたことから、市民や市内事業者を支援するため、これらに係る予算措置について、補正をするものでございます。

3ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億7,025万7,000円を追加し、総額を263億5,280万6,000円とするものでございます。

第2条で継続費の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の15款2項1目総務費国庫補助金の補正につきましては、今回の補正の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億4,086万6,000円を追加するものでございます。

同款同項2目民生費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします生

活保護基準見直しに係るシステム改修委託料の財源として、125万2,000円を追加するものでございます。

同款同項4目土木費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします山吹運動公園野球場防球ネット整備工事の財源として、本年4月3日付で国土交通省の補助内定があったことに伴い、1億4,967万6,000円を追加するものでございます。

2段目の16款2項2目民生費県補助金の補正につきましては、民間事業者が整備を予定しております介護医療院の整備補助の財源として県から交付されることに伴い、1,867万6,000円を追加するものでございます。

同款同項4目農林水産業費県補助金の補正につきましては、茨城県単土地改良事業補助金交付要綱の一部改正が本年4月6日に施行され、補助率が拡充されたことに伴い、183万9,000円を追加するものでございます。

最下段の19款2項1目財政調整基金の繰入金の補正につきましては、今回の補正の財源として3,802万3,000円を追加するものでございます。

同款同項10目まちづくり振興基金繰入金の補正につきましては、山吹運動公園野球場防球ネット整備工事の財源として、国から交付される額に不足する額といたしまして、2億1,992万5,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業に係る補正につきましては、後ほど別資料により一括してご説明させていただき、一般の補正につきまして補正予算書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、10ページをご覧ください。

上段の2款総務費の補正につきましては、令和3年度及び令和4年度に実施しました低所得世帯に対する支援事業費の確定により、国庫支出金精算返還金として、22節償還金利子及び割引料2,702万円を追加するものでございます。

下段の3款1項社会福祉費のうち、7目介護保険費の補正につきましては、民間事業者が整備を予定しております介護医療院の整備に対する補助として、18節負担金、補助及び交付金1,867万6,000円を追加するものでございます。

11ページをご覧ください。

2段目の3款3項生活保護費の補正につきましては、本年10月に生活保護基準が改定されることなどに伴い、生活保護システムを改修する必要があるため、12節委託料250万6,000円を追加するものでございます。

下段の5款1項農業費のうち、5目農地費の補正につきましては、土地改良区が実施するかんがい排水事業に対する県の補助率が拡充されたことに伴い、18節負担金、補助及び交付金183万9,000円を追加するものでございます。

12ページをご覧ください。

下段の9款教育費の補正につきましては、山吹運動公園野球場防球ネット整備に係る本年度分

の費用として、11節役務費3万円及び14節工事請負費3億6,957万1,000円を追加するものでございます。

一般分の補正につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、ファイル名【附属資料】報告第9号・第10号、議案第43号をお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援、補正予算概要の2ページをご覧ください。

1は、電力・ガス・食料品等を価格高騰重点支援給付金支給事業でございます。

予算措置は、3款1項1目社会福祉総務費に1節報酬から12節委託料までの事務費及び18節負担金、補助及び交付金、合わせまして、1億6,154万2,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して負担の軽減を図るため、給付金を支給するものでございます。

対象者は、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯、5,200世帯を見込んでおります。

支給額は、1世帯当たり一律3万円で、支給開始時期は7月中を見込んでおります。

2は、子育て世帯生活支援事業でございます。

予算措置は、3款2項3目児童措置費に12節委託料9,603万1,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、食費等の物価高騰による影響を受けている子育て世帯に対して、負担の軽減を図るとともに、地域振興やDXの推進に向けて、地域通貨による給付金を支給するものでございます。

対象者は、本年7月1日現在で本年度一般会計補正予算（第2号）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象児童、言い換えますと、国から5万円が支給される児童を除きます児童を養育する者、3,022世帯、児童数4,505人を見込んでおります。

支給額は、児童1人当たり一律2万円分で、事業開始時期は8月上旬を見込んでおります。

3は、農業者等支援事業でございます。

予算措置は5款1項3目農業振興費に1節報酬から11節役務費までの事務費及び18節負担金、補助及び交付金、合わせまして、2,818万5,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、物価高騰の影響を受けている農業者等に対して、農業生産活動を支援するため、支援金を支給するものでございます。

対象者は、令和4年分確定申告（農業所得用）において、農業販売収入がある者、1,720件を見込んでおります。

支給額は、農業販売収入金額に応じて、下記①から⑧のとおり金額を支給するものとし、支給開始時期は7月中を見込んでおります。

4は高圧電力利用事業者電気料金支援事業でございます。

予算措置は、6款1項2目商工振興費に18節負担金、補助及び交付金、3,108万1,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、エネルギー価格高騰の影響を受け、電気料金高騰の影響が特に大きい高圧の電力契約をしている市内事業者に対して、支援金を支給するものでございます。

対象者は、高圧の電力契約をしている市内事業者103社を見込んでおります。

支給額は、令和4年10月から本年3月までの任意の3か月の使用電力に1キロワットアワー当たり5円を乗じた金額で上限50万円とし、事業開始時期は7月中を見込んでおります。

5は、プレミアム付電子商品券の拡充でございます。

予算措置は、6款1項2目商工振興費に12節委託料、3,377万6,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、物価高騰の影響を受けている市民の負担の軽減と市内の商業者を支援するため、当初予算で計上したプレミアム付電子商品券のプレミアム率を引き上げるとともに、発行口数を増加するものでございます。

変更点でございますが、(1)のプレミアム率を20%から30%とし、(2)の販売額は、1口当たり5,000円は変更しませんが、利用可能額は、プレミアム率の引上げにより6,500円分となります。(4)の発行口数は8,000口を増加しまして、4万8,000口といたします。

事業開始時期は、8月中を見込んでおります。

最下段、合計でございますが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業といたしまして、3億5,061万5,000円を追加するものでございます。

なお、本補正予算におきまして、現在、国から示されております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額を974万9,000円超過しております。この超過分につきましては、予算計上の都合上、一般財源で対応することとしておりますが、今後、追加交付があった場合には充当してまいります。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、ファイル名02補正予算書（議案第43号）にお戻りいただきまして、6ページをご覧ください。

第2表は継続費補正でございます。

1の追加でございますが、1行目の4款衛生費の追加につきましては、本年度当初予算で計上しております太田クリーンセンターの脱水機差速制御機更新事業2,475万円につきまして、工事を発注するに当たり、部品の調達に時間を要し、17か月程度の工事期間を要することが判明

したことから、令和6年度までの支出期間を定めるものでございます。

2行目の9款教育費の追加につきましては、本補正予算に計上しております山吹運動公園野球場防球ネット整備につきまして、年内に地質調査、実施設計、入札を行い、工事請負契約締結の議決を経て、令和6年度末まで工事期間を予定しておりますが、資機材の調達に時間を要する場合も想定されることから、令和7年度までの支出期間を継続費として設定いたします。表の中ほどでございます総額につきましては、令和6年度に予定しております工事費、7,936万1,000円と合わせました、合計4億4,893万2,000円を限度額とさせていただいております。

議案第43号は以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

---

○藤田謙二議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は6月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時16分散会